

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-3
許認可等の種類	高圧ガス貯蔵所の許可			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第16条			
許認可等の概要	容積1,000m ³ (1種ガス:3,000m ³)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ知事の許可を受けて設置する第1種貯蔵所においてしなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号) 2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 3 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 			
基準の制定根拠	上記()内のとおり			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日(処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			